

4. へき地

(1) へき地保健医療の概要

本県は、平成26年10月末現在で無医地区数が18市町村38地区、無歯科医地区が19市町村47地区あり、全国有数の無医地区・無歯科医地区を有する県である。このため、住民の健康の保持と予防、医療に一体的に取り組むため、次の施策を実施し、医師の確保に努めている。(無医地区の調査は5年毎に実施)

(R元年度計画)

項目	内容	実施地区等	備考
巡回診療の実施	日ごろ医療機関に恵まれない無医地区住民等の医療を確保するため、市町村実施の巡回診療班及び公立病院による巡回診療を実施する。	8地区	構成班員概ね4名
へき地診療所の運営費に対する助成	離島、山村等に位置するため、運営基盤の弱い市町村の行うへき地診療所の運営費に対し助成を行う。	6診療所	実施主体市町村
診療所の整備	無医地区等の医療施設の不足している地域の診療所の施設・設備を整備する。	4診療所	〃
へき地医療拠点病院	へき地医療支援機構の指導・調整の下にへき地診療所等への代診医等の派遣及び巡回診療等を実施する。	8施設	県立あき総合病院 高知医療センター 国立病院機構高知病院 本山町国保嶺北中央病院 高知大学医学部附属病院 梶原町国保梶原病院 県立幡多けんみん病院 大月町国保大月病院
地域医療従事医師の確保	離島や山村など医療に恵まれない地域の医療機関に勤務する医師の養成・確保のため、自治医科大学の運営費について負担するとともに、将来県内で地域医療に従事する意思のある医学生のための奨学金貸付を行う。	卒業後の勤務先等 H31年4月1時点 在 学 生	へき地診療所 4名 市町村立病院 13名 県 8名 臨床研修 6名 後期研修 2名 その他 58名 14名
離島歯科診療班派遣事業	歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、住民の歯科医療の確保と歯科保健知識の普及啓発を図る。	1地区	構成班員概ね4名

(2) へき地における医療資源の状況

人口・医師数・歯科医師数・病床数を過疎地域（「過疎地域自立促進特別措置法」による全域を過疎地域とする市町村。以下同じ）、高知市及びその他の地域に分けて比較してみると、次のとおりである。

ア 人口

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
全人口	28.7.1	現在	722,170	180,220	335,524	206,426
	29.7.1	現在	714,615	176,803	333,587	204,225
	30.7.1	現在	707,095	173,339	331,705	202,051

【高知県推計人口（県統計課）から引用】

イ 医師・歯科医師数（医療施設従事者数）

（平成28年12月31日現在）

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
医師	人数		2,206	268	1,225	713
	人口10万対		306	149	365	346
歯科医師	人数		501	95	282	124
	人口10万対		69	53	84	60

【「平成28年 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）」及び「高知県推計人口（県統計課）」から作成】

ウ 医療施設・病床数

（平成31年3月31日現在）

区分		地区	県	過疎地域	高知市	その他の地域
病院	施設数		126	29	62	35
	人口10万対		18.0	17.0	18.8	17.5
一般診療所	施設数		557	135	269	153
	人口10万対		79.6	79.3	81.6	76.4
歯科診療所	施設数		367	78	199	90
	人口10万対		52.4	45.8	60.4	44.9
全病床	病床数		19,195	3,430	10,453	5,312
	人口10万対		2,741.9	2,014.0	3,172.5	2,652.4

【「県下病院・診療所一覧（県医事薬務課）」及び「高知県推計人口（県統計課）」から作成】

※ 過疎地域については、一部指定の市町村は含まない。

エ 全国指標

	医 師 数	歯科医師数	病 院 数	一般診療所数	歯科診療所数	全 病 床 数
総 数	304,759	101,551	8,442	101,529	68,940	1,664,525
人口 10 万対	306.0	69.5	6.7	80.0	54.3	1,311.3

【H28 医師・歯科医師・薬剤師調査、医療施設調査（厚生労働省）】

(3) 医療機動班活動の推移

ア 無医地区巡回診療

年 度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
回 数	190	173	154	166	170	146	138	129	120	120	229	217	230	204	160	161
診療者数	2,976	2,728	2,338	2,217	2,593	1,735	1,835	1,603	1,588	1,635	3,197	3,159	3,013	2,601	1,652	1,498
年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
回 数	154	156	143	131	129	132	132	132	126	103	77					
診療者数	1,513	1,474	1,269	1,074	968	965	913	808	679	595	548					

※ 平成4年度から平成13年度まで診療者数に安芸病院及び幡多けんみん病院分が含まれていない。

(参考) 無医地区巡回診療（安芸病院及び幡多けんみん病院分）

年 度	平8	9	10	11	12	13
回 数	100	98	99	97	96	110
診療者数	1,953	1,800	1,628	1,655	1,555	1,681

イ 離島歯科診療

(平成30年度)

	地 区 名	回 数	受 診 者
平成30年度	鵜来島	2回	12名

(4) 巡回実施状況(福祉保健所別)

(平成30年度)

福祉保健所名	巡回診療		
	実施市町村	実施地区	受診者数
安芸	1	3	72
中央東	2	4	329
中央西	0	0	0
須崎	0	0	0
幡多	1	1	147
計	4	8	548

(5) 国保診療所・へき地診療所一覧

国保診療所一覧表（第1種、第2種へき地診療所）

（平成31年4月現在）

診療所名	所在地	管轄福祉保健所	備考
室戸市立室戸岬診療所	室戸市室戸岬町5368-3	安芸	第2種
大川村国保小松診療所	土佐郡大川村小松78-5	中央東	第1種
いの町立国保長沢診療所	吾川郡いの町長沢254-3	中央西	第1種
いの町立国保大橋出張診療所	吾川郡いの町脇ノ山264-5	〃	第1種
いの町立国保越裏門出張診療所	吾川郡いの町越裏門246-6	〃	第1種
仁淀川町国保大崎診療所	吾川郡仁淀川町大崎300	〃	第2種
津野町国保杉の川診療所	高岡郡津野町杉ノ川甲38-3	須崎	第2種
津野町国保姫野々診療所	高岡郡津野町姫野々473-1	〃	第2種
四万十町国保大正診療所	高岡郡四万十町大正459-1	〃	第2種
四万十町国保十和診療所	高岡郡四万十町昭和468	〃	第2種
黒潮町国保拳ノ川診療所	幡多郡黒潮町拳ノ川31-1	幡多	第2種
黒潮町国保鈴出張診療所	幡多郡黒潮町鈴317-3	〃	第2種
黒潮町国保伊与喜出張診療所	幡多郡黒潮町伊与喜25-1	〃	第2種
四万十市国保西土佐診療所	四万十市西土佐用井1110-28	〃	第1種
四万十市国保大宮出張診療所	四万十市西土佐大宮1759	〃	第1種
四万十市国保口屋内出張診療所	四万十市西土佐口屋内101-1	〃	第1種
三原村国保診療所	幡多郡三原村来栖野479	〃	第2種
計	17診療所		第1種 7 第2種 10

へき地診療所一覧表

施設名	所在地	管轄福祉保健所	備考
馬路村馬路診療所	安芸郡馬路村大字馬路405-1	安芸	直営
馬路村魚梁瀬診療所	安芸郡馬路村大字魚梁瀬10-11	〃	直営
高知市土佐山へき地診療所	高知市土佐山1842番地2	高知市保健所	委託
香美市立大栃診療所	香美市物部町大栃898-1	中央東	委託
本山町立汗見川へき地診療所	長岡郡本山町沢ヶ内524-1	〃	直営
須崎市浦ノ内診療所	須崎市浦ノ内東分168-114	須崎	委託
梶原町立四万川診療所	高岡郡梶原町六丁152	〃	直営
梶原町立松原診療所	高岡郡梶原町松原578	〃	直営
四万十町立興津診療所	高岡郡四万十町興津1567-4	〃	休診中
四万十町大道へき地診療所	高岡郡四万十町大道1351-9	〃	直営
四万十市奥屋内へき地診療所	四万十市西土佐奥屋内981-1	幡多	直営
宿毛市立沖の島へき地診療所	宿毛市沖の島町母島1005	〃	直営
宿毛市立沖の島へき地診療所弘瀬出張所	宿毛市沖の島町弘瀬344	〃	直営
計	13診療所		

(8) 無医地区・無歯科医地区一覧

無医地区一覧表

平成26年10月末現在

保健所名	市町村名	無医地区名	集 落 名	世帯数	人口	最寄医療機関まで		備 考
						距離(km)	時間(分)	
安芸	室戸市	黒見	北生、黒見	23	63	12	87	(3)18往復
	安芸市	畑山	小川名、和田、奈路、上段、押谷、寺内	38	56	17.1	46	(2)3往復
	北川村	久江ノ上	久江ノ上、島、二叉、轟、久木、釈迦ヶ生	35	62	32.5	65	(2)2往復
小島		小島、和田、平鍋	53	113	17	35	(2)2往復	
中央東	南国市	黒滝	黒滝、中ノ川、桑ノ川、大改野	42	85	19	200	(1)徒歩
	大豊町	久寿軒	久寿軒、北川一区、北川二区、伊与木、小庭、西	56	90	13	80	(3)7往復
		立川	仁尾ヶ内、中ノ村、浦ノ谷、刈屋、千本、成川、細野、井手川口、井手、宮の谷	95	144	19	63	(2)2往復
		西峰	沖、大畑井、久生野、土居、野々屋、柚木、沖野々、蔭、澗長	148	227	6.3	23	(2)2往復
	土佐町	石原	峰石原、東石原、西石原	195	348	22	90	(3)7往復
瀬戸		黒丸、下瀬戸	35	55	39	120	(3)7往復	
中央西	いの町	妙見	高樽、中峯、仏堂、奥大野、妙見	66	114	7.2	27	(2)3往復
		柳野	川原田、柳野本村	96	181	7	20	(2)3往復
		古江	小申田、連行、柿藪、古江、元安、内野、津賀ノ谷	71	147	6	12	(1)タクシー
		中追	中追	60	87	8.2	36	(1)タクシー
		上名野川	奥谷、中奥、下組	54	86	16.8	50	(2)1往復
	仁淀川町	下名野川	津江、長坂、上屋敷、中、下名野川	100	158	11.2	30	(2)1往復
		北川	北川、下北川	42	86	11.8	30	(2)1往復
		別枝上	別枝本村、霧之窪、芋生野、中村、都、松原	47	65	15.8	110	(2)2往復
		別枝下	沢渡、岩屋、太田、道芝	33	50	11.5	65	(2)2往復
		泉川	泉、形部藪、織合、大植、黒滝、太郎田、白石川	82	153	5.8	35	(2)1往復
		瓜生野	瓜生野、折尾、松谷、下田、出丸、船形	59	86	14.4	45	(2)1往復
	越知町	横畠	栗ノ木、柚ノ木、清水、稲村、深瀬、柚野、薬師堂	116	210	7.7	70	(2)3往復
		大桐	西浦、柄ノ木、大平、内野、中畑、中大平、甘草、下の谷、中峰、潰野	94	170	12.5	30	(2)3往復
		明治	鎌井田、片岡、黒瀬、貝添、谷屋敷、谷ノ内、桑藪、京塚、杉ノ藪、双子、日ノ浦、中屋敷	210	413	7	15	(2)3往復
	須崎	須崎市	池ノ浦	池ノ浦、福良、今川内	48	140	11.7	20
久通			久通	42	69	9	20	(1)タクシー
梶原町		初瀬	上折渡、下折渡、大野地、影の地、初瀬本村、佐渡、仲久保	70	140	10	20	(2)2往復
		越知面	永野、井の谷、太田戸、横貝、上本村、下本村、田野々	272	572	5	10	(2)3往復
津野町		桑ケ市	桑ケ市	23	50	12	50	(2)2往復
中土佐町		下ル川	中井、柿の又口、日の口	27	56	11.5	90	(3)4往復
四万十町	地吉、古城	地吉、古城	132	322	12	60	(3)5往復	
幡多	四万十市	常六	常六、大屋敷、片魚、三ツ又	133	284	24	46	(1)デマンド交通
		竹屋敷	竹屋敷、上古尾、下古尾	79	164	17	36	(1)デマンド交通
		権谷	権谷、中組、押谷	99	252	11	25	(1)デマンド交通
		藤ノ川	藤ノ川	76	150	12	30	(1)デマンド交通
	宿毛市	楠山	上出井、中出井、井の谷、大平、笹平、上日平、中日平、日平口、山田、尾返、横平、本村、池ノ上、下藤、奥富士	42	73	33.4	95	(2)1往復
	大月町	竜ヶ迫	竜ヶ迫	39	68	10	30	(2)2往復
土佐清水市	立石	立石	29	54	17.4	30	(1)自動車	
計	18	38			5,643			

※備考欄：()は、下記の2の(1)～(3)に該当。○往復は定期交通機関の往復便数。

※無医地区の定義

1. 半径4kmの区域内に50人以上が居住
2. 容易に医療機関を利用することができない
 - (1) 医療機関に行くための定期交通機関がない場合
 - (2) 定期交通機関があるが1日3往復以下である場合(時間の長短は関係なし)
 - (3) 4往復以上あるが行くために必要な時間(徒歩も含めて)が1時間を超える場合
 - (4) 上記の場合でもタクシー、自家用車の普及状況により、受療することが容易であると認められる場合は除く

無 歯 科 医 地 区 一 覧 表

平成26年10月末現在

保健所名	市町村名	無歯科医地区名	集落名	世帯数	人口	最寄医療機関まで		備 考		
						距離(km)	時間(分)			
安芸	室戸市	黒見	北生、黒見	23	63	8	15	(1) 自家用車		
			山小川名、和田、奈路、上段、押谷、寺内	38	56	19	55	(2) 3往復		
	北川村	久江ノ上	久江ノ上、島、二又、轟、久木、釈迦ヶ生	35	62	32.1	66	(2) 2往復		
			小島、和田、平鍋	53	113	17.6	36	(2) 2往復		
中央東	馬路村	魚梁瀬	丸山、明善、貯木場	98	190	17	30	(2) 1往復		
			黒滝	42	85	19	200	(1) 徒歩		
	大豊町	久寿軒	久寿軒、北川一区、北川二区、伊与木、小庭、西	56	90	13	80	(3) 7往復		
			仁尾ヶ内、中ノ村、浦ノ谷、刈屋、千本、成川、細野、井手川口、井手、宮の谷	95	144	16	60	(2) 2往復		
			沖、大畑井、久生野、土居、野々屋、柚木、沖野々、蔭、滝長	148	227	38.3	60	(2) 2往復		
	土佐町	石原瀬	峰石原、東石原、西石原	195	348	22	90	(3) 7往復		
			黒丸、下瀬戸	35	55	39	120	(3) 7往復		
	中央西	いの町	越裏門	越裏門、地主、影、篠辺、寺川	49	87	28.4	50	(2) 2~3往復	
				脇ノ山	脇ノ山、日ノ浦、横野、中川、葛原、足谷、桑瀬、高敷	118	194	28	45	(2) 3往復
				長沢	長沢、二保、戸中	137	253	16	27	(2) 3往復
妙見				高樽、中峯、仏堂、奥大野、妙見	140	264	13	37	(2) 3往復	
柳野				川原田、柳野本村	216	425	12.5	31	(2) 3往復	
古江				小中田、連行、柿敷、古江、元安、内野、津賀ノ谷	71	147	6	12	(1) タクシー	
中追				中追	60	87	14.6	50	(1) タクシー	
仁淀川町		敷横	土居、敷横、安望、程野	132	263	8.2	23	(1) タクシー		
			上名野川	奥谷、中奥、下組	56	86	16.8	50	(2) 1往復	
			下名野川	津江、長坂、上屋敷、中、下名野川	100	158	11.2	30	(2) 1往復	
			北川	北川、下北川	42	86	11.8	30	(2) 1往復	
			別枝上	別枝本村、霧之窪、芋生野、中村、都、松原	47	65	15.8	110	(2) 2往復	
			別枝下	沢渡、岩屋、太田、道芝	33	50	11.5	65	(2) 2往復	
			泉川	泉、形部敷、織合、大植、黒滝、太郎田、白石川	82	153	11	55	(2) 1往復	
越知町		瓜生野	瓜生野、折尾、桧谷、下田、出丸、船形	59	86	14.5	50	(2) 1往復		
			横畠	栗ノ木、袖ノ木、清水、稲村、深瀬、袖野、薬師堂	116	210	7.7	70	(2) 3往復	
			大桐	西浦、栃ノ木、大平、内野、中畑、中大平、甘草、下の谷、中峰、潰野	94	170	12.5	30	(2) 3往復	
須崎		須崎市	池ノ浦	池ノ浦、福良、今川内	48	140	10	30	(1) タクシー	
				久通	42	69	10	25	(1) タクシー	
		梶原町	初瀬	上折渡、下折渡、大野地、影の地、初瀬本村、佐渡、仲久保	70	140	10	20	(2) 2往復	
	四万川			井高、坪の田、文丸、神の山、茶や谷、本も谷、中の川、東川、下組、富永、東向、坂本川、六丁	278	579	10	20	(2) 3往復	
	松原			大向、中平、松原、島中、上久保谷、下久保谷	153	291	24	40	(2) 2往復	
	津野町	桑ヶ市	永野、井の谷、太田戸、横貝、上本村、下本村、田野々	272	572	5	10	(2) 3往復		
			中土佐町	下ル川	27	56	11.5	90	(3) 4往復	
	四万十町	地吉、古城	地吉、古城	132	322	11.5	60	(3) 5往復		
			大道	60	137	13.5	110	(2) 2往復		
	幡多	四万十市	常六	常六、大屋敷、片魚、三ツ又	133	284	23	45	(1) デマンド交通	
竹屋敷				竹屋敷、上古尾、下古尾	79	164	16	35	(1) デマンド交通	
権谷				権谷、中組、押谷	99	252	10	22	(1) デマンド交通	
奥屋内				奥屋内上、奥屋内下、黒尊	57	109	32.4	70	(2) 2往復	
宿毛市		藤ノ川	上出井、中出井、井の谷、大平、笹平、上日平、中日平、日平口、山田、尾返、横平、本村、池ノ上、下藤、奥富士	76	150	12	30	(1) デマンド交通		
			大月町	竜ヶ迫	39	68	10	30	(2) 2往復	
			土佐清水市	立石	29	54	10	30	(1) 自動車	
計	19	47			8,140					

※備考欄：() は、下記の2の(1)～(3)に該当。○往復は定期交通機関の往復便数。

※無歯科医地区の定義

- 半径4kmの区域内に50人以上が居住
- 容易に歯科医療機関を利用することができない
 - 歯科医療機関に行くための定期交通機関がない場合
 - 定期交通機関があるが1日3往復以下である場合
 - 4往復以上あるが行くために必要な時間(徒歩も含めて)が1時間を超える場合
 - 上記の場合でもタクシー、自家用車の普及状況により、受療することが容易であると認められる場合は除く